

バラク・オバマ政権の内政と統治手法

Barack H. Obama

2014 年中間選挙までの時期を対象に

How He Has Shaped Domestic Policies, and How He Has Governed

西川賢
NISHIKAWA Masaru

1. はじめに

2014年7月24日はバラク・オバマが2004年の民主党全国党大会で行った「保守のアメリカもリベラルのアメリカもない、アメリカは一つである」の一節で有名な演説（『ザ・スピーチ』）からちょうど10年を迎える日であった。2014年7月、全米を遊説中であったオバマ大統領は聴衆を前に「シニシズムを廃し、希望を持つべきである」と訴えかけ、「変革」や「一つのアメリカ」を強調したかつての演説を髣髴とさせる口調で訴えかけた。

これに対して、共和党のマイケル・スティールは「オバマ大統領は往年のグレイテスト・ヒッツを繰り返しているだけだ」と皮肉を交えて語り¹、政治専門サイト「ポリティコ」も「オバマの選挙演説の一節としては最も有名なものでありながら、オバマ本人の口から〔アメリカは一つであるという〕一節を聞くことはもう二度とないだろう」と、やはりアイロニーを交えた記事を掲載した²。

「イエス・ウィー・キャン」、「チェンジ」などのサウンドバイトが大いに持て囃された2008年の選挙から6年余りたった2015年1月現在、アメリカの党派的对立とそれがもたらす政治的停滞の深刻さを物語るアネクドートには事欠かない。2014年の中間選挙は共和党の圧勝に終わり、いよいよオバマ政権の「レイムダック化」、あるいは「オバマ政権の終わりの始まり」

といった評価を目にするところでもある。

現在ではどちらかといえば否定的な評価が目立つようになっているように見受けられるオバマであるが、今後も長い時間にわたって様々な観点から評価・再評価が絶えずなされていくに違いない。

重要なことは、オバマ政権を貶めることでも礼賛することでもなく、まずはオバマ政権の全貌を実証的に明らかにすることではないか。本論考はそのような試みの一環として、第一節で内政に特化してオバマ政権の政治成果を振り返り、第二節では「単独行動」(Unilateral Action)に注目しつつオバマ政権の統治手法を検証する。

2. オバマ政権の内政での業績

(1) カーター以上、フランクリン・ローズヴェルト未満

フランクリン・ローズヴェルト大統領は1932年の選挙で大統領に選ばれた後、与党民主党は1934年の中間選挙でも勝利を収め、社会保障法・全国労働関係法など、数多くの新規政策の制定に着手することができた。そのような成果を梃子として1936年の大統領選挙でローズヴェルトは再選を果たし、ニューディール政策を(少なくとも政権発足から4年間以上にわたって)継続することが可能であった³。他方、ジミー・カーター大統領は1978年の中間選挙において上下両院で議席を減らしつつも民主党統一政府を維持し続けていたにもかかわらず、目立った成果をあげられないまま第一期のみで退陣を余儀なくされた。

オバマ大統領は今のところ両者の中間、すなわち「カーター以上、フランクリン・ローズヴェルト未満」の大統領であるといってよい。

オバマは2012年に再選され、既にカーター以上の業績を上げているものの、ローズヴェルトには及ばない。ローズヴェルトとオバマの最大の差異は、政治学者スコッチボルが指摘するようにオバマが2010年の中間選挙でいきなり躓いて改革の勢いを鈍らせてしまった点にあらう。すなわち、スコッチボルがオバマを「道半ばのニューディール」と表現するのは、このような所以である⁴。この点において、オバマはビル・クリントン大統領が辿っ

たパターンと比較的よく似ていると考えることができる。クリントンも政権最初期には勢いに乗ってリベラルな改革に着手したものの軌道に乗せることができず、1994年の中間選挙で敗北して一旦は窮地に追い込まれた。だが、その後のクリントンは拒否権の行使などで共和党に対抗しつつ、中道的な政治姿勢へとシフトしながら再選を果たし、巧みに政治成果をあげていった。

振り返ってみると、クリントン同様、オバマ第一期政権の滑り出しは快調であった。世論の改革志向と整合性の高い状態で政権をスタートさせたこともあって⁵、「最初の100日間」においてオバマ大統領は2008年の選挙公約通りに経済対策と国民皆保険の実現という二大課題に取り組んだ⁶。

この時期、内政に限って見た場合でも人工妊娠中絶を支援するNPOへの資金援助規制解除、公的資金を投入した金融機関経営者への報酬制限などの政策変更、2009年アメリカ再生・再投資法、レッドバスター同一労働同一賃金法、ウォール街改革・消費者保護法（いわゆるドッド＝フランク法）、2009年公有地管理法による自然保護範囲の拡大、食品医薬品局の喫煙製品に対する規制権限を大幅に強化する家族喫煙防止タバコ管理法⁷、2007年に失効していた児童医療保障制度の復活など、矢継ぎ早に成果をあげていった⁸。

そして何よりも、この時期のオバマ政権にとって最大の画期的成果とってよいのが2010年3月21日に成立した患者保護および医療費負担適正化法による国民皆保険制度の導入である。

しかし、連邦議会内の多数派が民主党のみで構成されており共和党の賛成を全く期待できない状況下で⁹、なおかつ失業率・経済成長率がなかなか順調に回復しなかったこともあり、オバマ政権の支持率は低下傾向を辿りはじめた。

オバマ政権の支持率が50%前後で推移を続ける中、政権への保守反動としてティーパーティー運動が急速に台頭、これを追い風として2010年中間選挙で共和党は上院で6議席、下院で63議席を増やして圧勝を収めた。これは1938年以来の連邦下院における共和党の勝利であり、同党は4年ぶりに下院多数党に復帰した¹⁰。それまでの2年間、オバマ政権・民主党多数議会の設定するアジェンダに対抗できなかった共和党は有力な反撃の手段を得たのであった¹¹。かくして2010年の中間選挙で共和党が地滑りの勝利を取

めるとオバマ政権が制定を望んでいた包括的移民改革法案や雇用創出法案の上程が事実上不可能になり、「最初の 100 日」で達成したような政治成果を 2010 年の選挙後も継続的に期待することは絶望的になった。

かくして、オバマ政権は 2010 年の中間選挙後、経済政策に特化して中道に舵を切る決断を下した。顕著だったのはビジネス界への歩み寄りであり、オバマ政権はブッシュ減税の延長に応じ、首席補佐官にウィリアム・デイリー元商務長官が指名された。しかし、中間選挙後、共和党議会とオバマ政権は予算や連邦債務上限引き上げをめぐる対立を続け、オバマ政権は環境保護局による環境規制の緩和、富裕層増税、社会保障支出削減等の妥協を呑まざるを得なかった。

2010 年の中間選挙以降、「最初の 100 日」のような大きな改革立法は成立していないものの、この時期にオバマ政権が達成した成果は皆無ではない。例えば、2010 年 12 月 22 日、2008 年の選挙でも公約に掲げていた同性愛者の軍務禁止規定の撤廃、いわゆる「聞かざる言わざる」(“Don't Ask, Don't Tell;” 以下 DADT) を撤廃したことは注目すべき成果の一つであろう。クリントン政権で成立した DADT は兵士が同性愛行為を行なうこと、試みることを、誘うことを禁じ、これに反した者を除隊させるとしつつ、自ら同性愛者であることを公にしなければ当局は兵士の性的指向について捜査を行わないとする「妥協」だった¹²。実際のところ DADT 成立後にも同性愛者であることが判明した兵士の除隊が相次ぎ、1993 年から 2008 年までの間に同性愛者を理由とする除隊者総数は 1 万 3444 名にのぼったとされる¹³。

このほか、ヘイト・クライムの対象を同性愛者に拡大する法案への署名¹⁴、特許法改正、海洋大気庁 (NOAA) が特定の漁場での漁獲量の割合を個別の漁業者・組合・地域などに割り当てることで乱獲を防ぎ漁業資源の持続的維持を目指すキャッチ・シェア、五大湖周辺の生態系や環境を保護するプログラムの導入、環境保護庁に二酸化硫黄・窒素酸化物を含む発電所排出ガスを規制する権限の強化を認めた点なども忘れてはならない¹⁵。

(2) オバマ再選

オバマ政権の経済中道化路線、雇用対策の遅れ、高止まりしていた失業率

などに対する民主党内からの政権批判は徐々に高まっていき、オバマ政権はこれに鑑みて2011年秋ごろより労働階層よりの経済ポピュリズム路線を明確にし始め、2012年1月の年頭教書では「大きな政府」を目指す方針が旗幟鮮明にされた。オバマ政権は再度「左旋回」を図ったのである¹⁶。

その後、2012年の大統領選挙でオバマ大統領が再選されたため、少なくともオバマ大統領の任期中に国民皆保険制度が破棄されるなど、オバマ政権の政治業績の主要部分が覆される可能性は無くなった。同時に政権は二期目の内政面での政策課題は経済再生、格差是正と中間層拡大、財政再建と社会保障、女性・同性愛者の権利拡大、移民政策改正、銃規制であると表明し、更なる政治的成果の達成を狙っていることも明らかになった¹⁷。

実際、オバマ政権第二期目において女性・同性愛者の権利拡大の領域では一定の成果があがっている。その代表例といえるのが、2013年3月7日に再授権・成立した暴力の被害に遭遇した個人に対する避難場所の提供や法的支援の拡充を目指す「反DV法」(Violence Against Women Act; 以下VAWA)であろう。そもそもVAWAはクリントン政権期の1994年にジョー・バイデン上院議員(現副大統領)が提案し、成立したものである。その後、2012年には法の適用対象を同性愛カップルや先住民にまで広げるべきか否かで論議を呼んできたが、2013年3月7日に再授権され、成立している¹⁸。さらに、オバマ大統領は選挙公約通りに2009年1月29日に賃金差別を受けた労働者が訴訟を起こしやすくする法案に署名しているが、同法案の主たる支援対象は女性労働者である¹⁹。

このほか、2014年5月20日に成立した2013年キーラ・デイヴェンポート児童保護法、2014年水資源開発法(2014年6月10日)の成立などもオバマ政権二期目の主要な政治的成果であるといえる²⁰。

ワシントン・ポストの記事によれば、オバマ政権は現在、主として気候変動対策・公害規制、最低賃金の上昇、移民政策改革、学生ローンの拡充実現などに注力しているということであるが、これらを達成することこそ、オバマ政権の「レガシー形成」の主要目標と考えられる。

1：気候変動対策・公害規制：オバマ政権は2013年6月25日に、大統領環境活動計画を公表している。その主な内容は、①CO2排出削減、②気候

変動の影響への対応・地球環境変化への国際的取組みの先導である。

①については、州・産業界等の協力のもと、環境保護庁による既存・新設の発電所のCO₂排出基準を策定し、先進的化石燃料技術や他の技術革新への投資支援のため政府の保証による最高80億ドルの融資を実現することを目指す。2020年までに商工業・集合住宅において20%以上のエネルギー効率化を達成する。2030年までに累積30億メートルトンのCO₂排出削減目標を策定し、強力温室効果ガスであるハイドロフルオロカーボン類の削減を図る新たな取組み等が挙げられている。2014年6月2日、環境保護庁は稼働中の火力発電所から出る炭素放出量を2030年までに30%減らすべく規制強化する新環境規制方針を表明（“War on Coal”）しており、オバマ政権は環境規制を前進させようと試みている。だが、これに対して共和党はもとより、オバマ大統領にとっては「身内」であるはずの石炭産出州の民主党議員からも反対意見が提起されている²¹。

②については、中国・インド等の新たな排出増加国との2国間協力の強化、海外の新石炭火力発電所への公的融資等が目指されている²²。2014年11月、APECに参加するために訪中したオバマ大統領が習近平国家主席との会談に臨み、温室効果ガス削減を合意したことは記憶に新しい。

2：最低賃金上昇：アメリカの最低賃金は公正労働基準法で規定されており、2009年7月の引き上げを最後に7.25ドルに据え置かれたままとなってきた。2013年以降最低賃金上昇を定めた法案が議会上程されるも、共和党の抵抗で成立のめどが立たなかったため、オバマ大統領は2014年2月12日に「契約業者における最低賃金の制定」と題する大統領令を発令、2015年以降最低賃金を10.10ドルに引き上げることを決定している²³。

3. オバマ大統領の統治手法とその変化

アメリカは憲法上、厳密な三権分立をその基礎としており、大統領は直接的に立法行為を行う権限を有しておらず、大統領自らが成立を望む立法的成果を挙げるためには議会に教書を送って立法を促し、議会と交渉・説得することが望ましい。だが、20世紀前半から始まった行政国家化の進行に伴っ

て、大統領は拒否権行使や教書送付といった公式権限のほかに世論の動員（「ゴーイング・パブリック」）や大統領令・大統領布告の活用（「単独行動」；Unilateral Action）といった迂回手段を用いて立法的成果の達成を目指すようになった。これを一般的に「現代大統領制」と呼ぶ²⁴。本節ではオバマ政権における単独行動について検証を加える。

（1）オバマ大統領の単独行動とその変化のパターン

本項では「ペンと電話による政治」、すなわち議会による立法ではなく大統領による拒否権や大統領令の行使について考えてみたい。リチャード・ニュースタッドが指摘するように、大統領は本来議会との交渉・説得・妥協を通じて政治成果を挙げていかねばならない。しかし、イデオロギー的分極化が進み、分割政府が常態化した現代アメリカにおいては大統領が議会と交渉し、これを説得・妥協することは容易ではなくなった。かくして、現代の大統領は拒否権（Veto）、大統領令（Executive Order）、大統領告示（Proclamation）、署名見解（Signing Statement）、安全保障令（National Security Directive）などを用いた行政的な単独行動によって政治成果の達成を目指さざるを得ない状況になっている²⁵。

オバマ大統領は政権発足当初は議会が民主党多数であったことも手伝って、議会多数派の意思を尊重して「首相的」に振る舞うことが多く、拒否権を行使した例も歴代の大統領に比して極めて少なかった。2014年11月の時点でオバマ大統領による拒否権行使は僅か2件を数えるのみである。このような事実からも窺われるように、オバマ政権初期における彼のリーダーシップ・スタイルは「現代大統領」のそれよりも、どちらかといえば議院内閣制における首相に近いとさえいい得るものであった。

だが、2010年の中間選挙で下院多数を失って議会にアジェンダ推進を期待することが難しくなり、2012年にオバマ大統領が再選されるとオバマ大統領のリーダーシップ・スタイルに明確な転機が訪れた。きっかけを作ったとされるのは、ダニエル・ファイファー大統領上級顧問が「移民や銃規制などのイシューでは議会の行動を期待するのは無駄であり、オバマ大統領も首相のように振舞うのをもう止めるべきだ」と大統領に勧告した3ページのメ

モである。このメモでは、オバマ大統領は大統領令の発令などの単独行動を積極的に活用して議会を迂回し、政治的成果を挙げることを目指すべきであると主張されている²⁶。このメモの方針に基づいて、クリントン政権の首席補佐官として大統領令 12958 号の制定に深く関与したジョン・ポデスタがオバマ大統領の大統領令活用戦術の指南役として雇われることになった²⁷。

オバマ政権による大統領令の活用の仕方は上記のファイファー・メモ以降、明らかに変化している。

G.W. ブッシュ前政権ではSTEM・セル研究の凍結、合衆国連邦政府の補助金を受けている NGO に対する人工妊娠中絶を認める外国政府からの資金受領禁止などの大統領令が出されていたが、オバマ政権が初期に打ち出した大統領令は主として前政権の大統領令を解除・廃止するためのものであった。しかし、2012 年以降、このような大統領令の活用の仕方が大きく変化した。

2012 年には幼少期にアメリカに移住した不法移民に対する国外退去延期と就労措置を規定する、「若年不法移民在留合法化処置」(Deferred Action for Childhood Arrivals; 以下 DACA) という大統領令が発令されている。DACA は、親に連れられて幼少期に不法入国した若者を非合法移民として国外退去させないようにする DREAM 法の審議が連邦議会で滞っていることから、大統領は法成立までの暫定的運用として、特定の条件を満たす若者の国外退去を延期するよう国土安全保障長官に命令するものである²⁸。オバマ大統領は議会での立法行動が期待できないことから、大統領令を積極的に活用することで最優先課題の一つである移民制度改革を前進させようと試みたのである。

2012 年 12 月に発生したサンディ・フック小学校銃乱射事件後にも、連邦議会で銃規制法案制定が進展を見せないことに業を煮やしたオバマ大統領は、23 もの大統領令を発令して銃規制を試みている。

2014 年 1 月 28 日の年頭教書でも、最低賃金引き上げやエネルギー政策などにおいて議会が協力を渋る場合には大統領令を行使して問題に対処すると言明している。この方針に基づいて実際に 2014 年初頭に最低賃金引き上げを規定する大統領令が発令された。オバマ政権がレガシー作りの一環として

重視している包括的移民改革法案は連邦上院を通過しているものの、下院で成立の見込みが立ってこなかったため、オバマ大統領は既に中間選挙後に移民問題対処のために新たな大統領令を発令して不法移民の強制退去措置を縮小することを明言している。

議会共和党は猛然とこれに反発しており、共和党内ではオバマ大統領を弾劾にかけろべきであるとする強硬な意見が目立つようになっている。2014年7月にはサラ・ペイリン元アラスカ州知事がBreitbart.comにオバマ大統領弾劾を訴える論説記事を公表した²⁹。ペイリンはオバマ大統領のDACA発令によって未成年・児童不法移民が増加し、それが引き金となって国境警備の問題、不法移民の増加による社会的混乱がもたらされていると断じている。つまり、現下の不法移民をめぐる混乱の元凶はオバマ大統領による大統領令に他ならないという訳である。このような意見はペイリンのみならず、共和党内部で少なからず熾り続けている。

ただし、オバマ大統領の大統領令の発令が憲法の弾劾要件を満たすかどうかは疑わしいと言わざるを得ず、ベイナー下院議長も「ペイリンのオバマ大統領弾劾案をどう思うか」との記者からの質問に「同意しない」と応答したといわれている³⁰。しかし、弾劾には反対するにせよ、共和党内部で高まりを見せるオバマ批判の動きを無視するわけにもいかず、7月にはベイナー下院議長はオバマ大統領を権力濫用で告訴すると主張するに至った。

ベイナー議長のオバマ大統領告訴の根拠は、1:「オバマ大統領はオバマケア、エネルギー政策、教育、外交などの分野で忠実に法を執行していない。」2:「大統領令を乱発している。」という二点に集約される³¹。歴代大統領の大統領令発令回数を数えてみると、フランクリン・ローズヴェルト大統領は3522回、ウィルソン大統領は1803回、クーリッジ大統領は1203回、セオドア・ローズヴェルト大統領は1081回と20世紀前半の大統領4人が際立って多くの大統領令に署名している。近年の大統領もクリントンが364回、レーガンが381回大統領令を発令している。

オバマ大統領だけが際立って多くの大統領令を乱発しているとは考え難く、むしろ第一期政権では147回と慎ましやかに発令している様子がうかがえる。にもかかわらず、2014年7月30日、下院はオバマ大統領を行政権濫

用のかどで訴訟する決議を 225 対 201 で可決した³²。

この至当な措置かどうか疑わしいといわざるを得ない訴訟騒動を横目に、オバマ大統領は7月29日にカンザスシティへと遊説、演説で「あるべき規範や節度を守らず、怒りや憎しみなど、感情に任せて無軌道に行動し、政治を乱しているのは共和党だ」と激しい応酬を加えた³³。

以上のように「首相」から「大統領」へと統治手法上では転換を遂げたオバマ大統領であるが、共和党議会はこれに猛然と反発し、両者の対立は熾烈なものとなってきた。

2014年の中間選挙で上院の多数を確保して両院で多数派となった共和党は、中間選挙前まではオバマ政権に対してとにかく何でも反対をぶつけていれば事足りていたが、今後は議会多数党として責任ある統治ビジョンを示す必要に迫られている。共和党としては「オバマのレガシー」、すなわちオバマ政権が最初期に達成した国民皆保険制度やドッド＝フランク金融規制法などの構造改革的立法成果を全て無効化したいというのが本心であろう。

だが、オバマ大統領が拒否権を行使するオプションを手中にしている以上、これら成果の完全撤廃は非常に困難であると考えられるし、極端な政策を掲げて政治的停滞を招けば国民感情を逆なですることになりかねない。

今後の共和党は、議会での優位を利用してキーストンXLパイプライン、税制改革・教育改革、自由貿易、規制緩和などの領域でオバマ大統領から妥協を引き出しつつ、深刻な内部対立を抱える共和党内部を一枚岩化して立法的成功を目指していくという困難な作業に着手せねばならない。

他方、オバマ政権は、大統領令による新たな成果達成や拒否権行使などのオプションを示唆しつつ、共和党の攻勢に対抗するとともに共和党と交渉・妥協を図って新たに統治の方向性を提示していかなばならないであろう。

4. 結論

内政に関してみた場合、オバマ政権は2010年の中間選挙で敗北する以前に国民皆保険制度の導入に代表されるような大きな成果を挙げている。これらの成果は今後もオバマのレガシーの根幹をなすものとして記憶されてい

くのではないだろうか。また、この時期のオバマは議会民主党の意思を尊重し、議院内閣制の首相のように行動していたことも特徴的であった。

だが、2010年の中間選挙で議会民主党が多数を喪失した後、オバマ政権は共和党との妥協を余儀なくされ、幾つかの小幅な改革を実現したのみであった。共和党のオバマ政権に対する攻勢は止むことなく、2012年以降、オバマは大統領令などを活用した単独行動によって政治成果の達成を目指す方針を鮮明にしている。統治手法の側面から見れば、オバマは明らかに「大統領化」したといえるであろう。

2015年1月3日には上下両院で共和党が多数となる第114議会が開会したが、ここでどのようなドラマが展開されていくのだろうか。オバマは新たなレガシーを手中にできるのか、共和党はどのように行動するのか、そして2016年の大統領選挙の行方はどうなるのか——刮目に値する2年間となるに相違ない。

註

¹ Zezima [2014]

² Dovere, Nather [2014]

³ 久保 [2005: 199]

⁴ Skocpol [2012: 9]

⁵ 待鳥 [2010: 59]

⁶ Genovese, Belt, Lammers [2014: 216]

⁷ Genovese, Belt, Lammers [2014: 232]

⁸ 吉野 [2010: ii]

⁹ 待鳥 [2010: 59]

¹⁰ 吉野 [2012: 31]

¹¹ 待鳥 [2013: 86]

¹² 矢口・吉原 [2006: 66-67]

¹³ 中野 [2010: 229]

14. 渡辺 [2010: 155]
15. Berg [2012: 88]
16. 渡辺 [2014: 64-65]
17. 廣瀬 [2013]
18. Hohmann [2014]
19. 渡辺 [2010: 155]
20. 岩澤 [2014a]
21. Goode [2014]
22. 井樋 [2014]
23. 岩澤 [2014b]
24. 松本 [2010: 31]
25. Howell [2005: 417]
26. Brown, Epstein [2014]
27. Eilperin, Nakamura [2014]
28. 井樋 [2012]
29. Palin [2014]
30. Breitman [2014]
31. Press [2014]
32. Dumain [2014]
33. Brenchley [2014]

参考文献

- Berg, John C. "Environmental Policy: The Success and Failure of the Obama Presidency." *The Obama Presidency: Promise and Performance*. Ed. William Crotty. Lanham: Lexington Books, 2012.
- Breitman, Kendall. "Sarah Palin Mocks John Boehner's Lawsuit." *Politico*, 9 July, 2014.
<<http://www.politico.com/story/2014/07/sarah-palin-impeachment-john-boehner-lawsuit-108698.html#ixzz36y3mGdQR>>
- Brenchley, Cameron. "President Obama in Kansas City: 'Let's Get Some Work Done Together.'" *The White House Blog*, 30 July, 2014.

- <<http://www.whitehouse.gov/blog/2014/07/30/president-obama-kansas-city-let-s-get-some-work-done-together>>
- Brown, Carrie Budoff, Jennifer Epstein. "Special Report: the Obama Paradox." *Politico*, 4 June, 2014.
<http://www.politico.com/story/2014/06/the-obama-paradox-107304_Page2.html>
- Dovere, Edward-Isaac, David Nather. "10 Years Later: Obama's Hits and Blunders." *Politico*, 27 July, 2014.
<<http://www.politico.com/story/2014/07/barack-obama-dnc-speech-2004-109419.html>>
- Dumain, Emma. "House Votes to Sue Obama." *Roll Call*, 30 July, 2014.
<<http://blogs.rollcall.com/218/house-votes-to-sue-president-obama/?dcz>>
- Eilperin, Juliet, David Nakamura. "Where Did Obama Go Wrong?" *Washington Post*, 3 November, 2014.
<http://www.washingtonpost.com/politics/where-did-obama-go-wrong/2014/11/03/f0196c0a-61e2-11e4-8b9e-2ccdac31a031_story.html>
- Genovese, Michael A., Todd L. Belt, William W. Lammers. *The Presidency and Domestic Policy: Comparing Leadership Styles, FDR to Obama*, Second Edition. Boulder: Paradigm Publishers, 2014.
- Goode, Darren. "Climate Rule Becomes Campaign Talking Point." *Politico*, 2 June, 2014.
<<http://www.politico.com/story/2014/06/climate-rule-campaign-talking-point-107327.html?hp=f3>>
- 廣瀬淳子「オバマ政権 2 期目の政策課題」『外国の立法——立法情報・翻訳・解説』（月刊版）第 254-2 号，2013 年 2 月。
<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_7544682_po_02540201.pdf?contentNo=1>
- Hohmann, James. "GOP's Midterm Mantra: No to Domestic Violence." *Politico*, 5 October, 2014.
<<http://www.politico.com/story/2014/10/republicans-women-2014-elections-domestic-violence-111608.html?cmpid=sf>>
- Howell, William. "Unilateral Powers: A Brief Overview." *Presidential Studies Quarterly*, 35.3 (2005): pp. 417-439.
- 井樋三枝子「若い非合法移民の国外退去の猶予に関する暫定措置」『外国の立法——立法情報・翻訳・解説』（月刊版）第 252-2 号，2012 年 8 月。
<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3517521_po_02520106.pdf?contentNo=1>
- 井樋三枝子「異常気象、気候変動への対応力強化のための大統領令」『外国の立法——立法情報・翻訳・解説』（月刊版）第 258-2 号，2014 年 2 月。
<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8423366_po_02580202.pdf?contentNo=1>
- 岩澤聡「2014 年水資源改革及び開発法」『外国の立法——立法情報・翻訳・解説』（月刊版）第 260-2 号，2014 年 8 月（2014a）。
<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8716577_po_02600201.pdf?contentNo=1>
- 岩澤聡「アメリカにおける最低賃金引上げをめぐる動向」『外国の立法——立法情報・翻訳・解説』第 261 号，2014 年 9 月（2014b）。
<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8747941_po_02610007.pdf?contentNo=1>
- 久保文明「ニューデールと第二次世界大戦」阿部齊・加藤普章・久保文明『北アメリカ・第 2 版』自由国民社，2005 年，171-228 頁。

- 待鳥聡史「アメリカにおける政権交代と立法的成功」『レヴァイアサン』第47号, 2010年, 40-64頁。
- 待鳥聡史「アメリカにおける多数党交代と議会内過程」『レヴァイアサン』第53号, 2013年, 73-94頁。
- 松本俊太「オバマ政権と連邦議会：100日と200日とその後」吉野孝・前嶋和弘編『オバマ政権はアメリカをどのように変えたのか——支持連合・政策成果・中間選挙』東信堂, 2010年, 29-58頁。
- 中野聡「ゲイ権利運動とアメリカ政治——クロゼット、カミングアウト、アウトティング」木本喜美子・貴堂嘉之編『ジェンダーと社会——男性史・軍隊・セクシュアリティ』旬報社, 2010年, 215-237頁。
- Palin, Sarah. "It's Time to Impeach President Obama." *Breitbart*, 8 July, 2014.
<<http://www.breitbart.com/Big-Government/2014/07/08/Exclusive-Sarah-Palin-Time-to-Impeach-President-Obama/>>
- Press, Bill. "A Do-Nothing Lawsuit." *The Hill*, 7 July, 2014.
<<http://thehill.com/opinion/bill-press/211500-bill-press-a-do-nothing-lawsuit>>
- Skocpol, Theda. *Obama and America's Political Future*. Cambridge: Harvard University Press, 2012.
- 渡辺将人「人種関連政策：「脱人種」路線をめぐって」吉野孝・前嶋和弘編『オバマ政権はアメリカをどのように変えたのか——支持連合・政策成果・中間選挙』東信堂, 2010年, 143-173頁。
- 渡辺将人「選挙アウトリーチと2012年オバマ再選挙」吉野孝・前嶋和弘編『オバマ後のアメリカ政治——2012年大統領選挙と分断された政治の行方』東信堂, 2014年, 63-96頁。
- 矢口祐人・吉原真里編著『現代アメリカのキーワード』中公新書, 2006年。
- 吉野孝「プロローグ」吉野孝・前嶋和弘編『オバマ政権はアメリカをどのように変えたのか——支持連合・政策成果・中間選挙』東信堂, 2010年, i-vi頁。
- 吉野孝「連邦下院共和党指導部：組織化、戦略、活動」吉野孝・前嶋和弘編『オバマ政権と過渡期のアメリカ社会——選挙、政党、制度、メディア、対外援助』東信堂, 2012年, 31-57頁。
- Zeima, Katie. "Obama's New Approach: Keep 'Hope and Change' Alive." *Washington Post*, 25 July, 2014.
<http://www.washingtonpost.com/politics/obamas-new-approach-keep-hope-and-change-alive/2014/07/25/72bc7522-0eae-11e4-8341-b8072b1e7348_story.html>